

物品の移動販売、ポスター等掲示の手続に関する規則

制定 平成19年11月1日
最終改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）において物品の移動販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為（以下「物品の移動販売等」という。）を行う場合に必要の手続について定めるものとする。

(物品の移動販売等)

第2条 法人内において物品の移動販売等をしようとする者は、物品の移動販売等承認申請書（様式第1号）を理事長に提出し、承認を受けるものとする。

2 理事長は、前項の物品の移動販売等承認申請書が提出された場合は、これを審査し、支障がないと認めるときは、物品の移動販売等承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 理事長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることがある。

4 理事長は、第2項の承認を受けた者が、その承認内容に相違した行為をし、又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、その承認を取り消すことがある。

(入館許可証)

第3条 理事長は、前条第2項の承認を受けた者に対し、必要に応じて入館許可証を交付する。

2 前項の入館許可証の交付を受けた者は、物品の移動販売等を行う間、これを携帯しなければならない。

3 入館許可証の様式は、別に定める。

(掲示)

第4条 法人内において文書、図画、ポスター等（公務の遂行上必要なものを除く。）を掲示しようとする者は、館内掲示承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、掲示の承認を受けるものとする。ただし、法人内に事務所を有する法人、団体等があらかじめ理事長の指定する掲示場所に掲示をしようとする場合は、この限りでない。

2 理事長は、前項の申請書が提出された場合には、これを審査し、支障がないと認められた場合には、館内掲示承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 第2条第3項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。